

# 第七十五回 参議院大蔵委員会会議録 第六号

(六一)

昭和五十年二月二十七日(木曜日)  
午後零時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 桧垣徳太郎君  
理事

河本嘉久蔵君  
辻 一彦君  
鈴木 一弘君  
栗林 卓司君

委員

嶋崎 均君  
土屋 義彦君  
中西 一郎君  
鳩山威一郎君  
細川 譲熙君  
吉田 実君  
野々山 一三君  
吉田忠三郎君  
近藤 忠孝君  
大蔵大臣 大平 正芳君  
政府委員 大蔵政務次官 梶木 又三君  
大蔵省主計局次長 辻 敬一君  
事務局側 常任委員会専門員 杉本 金馬君

○委員長(桜垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会の開会式を行います。

○昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院交付)

本日の会議に付した案件

○昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院交付)

二月十七日本委員会に左の案件を付託されました。

一、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願(第二五六号)(第三四八号)

会を開会いたします。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大

平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました。昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十八年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の効率的活用を図るため、当該剰余金のうち公債または借入金の償還財源に充てる部分の金額について特例措置を講じようとするものであります。

一般会計の歳入歳出の決算上の剰余金につきましては、財政法第六条の規定により、剰余金の生じた年度の翌々年度までに、その三分の一を下らない金額を公債または借入金の償還財源に充てなければならぬこととなっておりますが、当面の

財政事情及び国債整理基金の資金状況等を勘案し、財政資金の効率的活用を図るため、昭和四十八年度の剰余金に限り、その公債等の償還財源に充てる率について、財政法第六条に定める「二分の一」を「五分の一」とする特例措置を講ずることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

本日はこれにて散会いたします。

二月十七日本委員会に左の案件を付託されました。

一、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願(第二五六号)(第三四八号)

昭和五十年二月二十七日(木曜日)

午後零時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 桧垣徳太郎君  
理事

河本嘉久蔵君  
辻 一彦君  
鈴木 一弘君  
栗林 卓司君

委員

嶋崎 均君  
土屋 義彦君  
中西 一郎君  
鳩山威一郎君  
細川 譲熙君  
吉田 実君  
野々山 一三君  
吉田忠三郎君  
近藤 忠孝君  
大蔵大臣 大平 正芳君  
政府委員 大蔵政務次官 梶木 又三君  
大蔵省主計局次長 辻 敬一君  
事務局側 常任委員会専門員 杉本 金馬君

○委員長(桜垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会の開会式を行います。

○昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院交付)

一、大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願

二、農地等の相続税軽減に関する請願(第二六四号)

三、共済保険の育成に関する請願(第三〇九号)

四、たばこ販売手数料に関する請願(第二九八号)

五、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第三三八号)

六、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第三一〇号)

七、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

八、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

九、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十一、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十二、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十三、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十四、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十五、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十六、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

十七、農業後継者に対する相続税の特別設置に関する請願

農地等の相続税軽減に関する請願  
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀  
県議会議長 文室定次郎  
紹介議員 河本嘉久蔵君

農業經營の細分化を防止し、将来とも農家が農業を営めるよう、農業用資産にかかる相続税の課税に関し、次の事項の実現を図らたい。

一、純農地の課税評価額は農業収益を基本とした評価を限度とすること。

二、中間農地 市街地周辺農地については、相続または遺贈により法定相続人のうち一人が農地等を一括取得し農業を継続する場合特別の軽減措置を講ずること。

三、純農地の課税評価額は農業収益を基本とした評価を限度とすること。

四、農地等の評価額の急騰により、相続税の納付にあたっては、農地等の売却による余儀なくされ、経営意欲を失わせている。

五、最近の厳しい経済情勢のなかで農業經營は困難となり、農地等の評価額の急騰により、相続税の納付にあたっては、農地等の売却による余儀なくされ、経営意欲を失わせている。

六、たばこ販売手数料について暫定歩率も一割を確保するよう要望する。

七、たばこ販売手数料を引き下げるのことであるが、これは社会状況に逆行する措置であり、たばこ販売業者は断して承服できない。われわれ業者は、長年にわたり国益事業に寄与するとの名のもとに最低利潤に甘んじてきたが、近時の諸物価の高騰によって生活を脅かされ、生存すら危ぶまれる実情である。

八、たばこ販売手数料を引き下げる後は暫定歩率を適用して販売手数料

九、たばこ販売手数料について暫定歩率も一割を確保するよう要望する。

十、たばこ販売手数料を引き下げる後は暫定歩率を適用して販売手数料

十一、たばこ販売手数料について暫定歩率も一割を確保するよう要望する。

十二、たばこ販売手数料について暫定歩率も一割を確保するよう要望する。

十三、たばこ販売手数料について暫定歩率も一割を確保するよう要望する。

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀

県議会議長 文室定次郎

## 共済保険の育成に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議員

高橋耕

紹介議員 小山 一平君  
共済保険について次の措置を講ぜられたい。

一、大蔵省において、保険審議会での審議はもうろん、法的規制を強化するなどの措置を図らなければならぬこと。

二、関係省庁において、積極的な保護育成策を図ること。

## 理由

共済保険は、協同組合、労働組合等により実施され加入者も多数の国民に及ぶとともに日常生活に密着したものとなつておあり、今後その健全な運営発展が強く要望されているにもかかわらず、当局においては保険審議会に「保険と共済との関係」について審議を求めておるが、これは共済保険が當利保険と同一視される危険を多分にもつておなり、経済的立場の弱いこれら加入者にとっては大きな脅威である。

第三二八号 昭和五十年二月五日受理

共済保険の育成に関する請願

請願者 岩本忠男

長野市大字南長野長野県議会内

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二〇号 昭和五十年二月四日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 島根県簸川郡大社町西一、六四六

企業組合大社造船理事長 渡部保文

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

二月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第三二六六号)

## 一、「たばこ販売手数料に関する請願(第四九四号)

第三二六六号 昭和五十年三月七日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 鹿児島市冷水町三五協和株式会社

組合理事長 武島喜應

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第四九四号 昭和五十年三月十二日受理

たばこ販売手数料に関する請願

請願者 愛媛県伊予三島市中央五ノハノ六

二伊予三島たばこ販売協同組合理事長 河上才三外三百八十三名

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「別表第一の二に掲げる物品」の下に「(同表第十八号に掲げる物品を除く。)」を加え、「(同表第一の二に掲げる物品において同じ。)」を削り、「同表第一の二に掲げる物品」の下に「(別表第一の二に掲げる物品を除く。)」を加える。

第三条中「行なう」を「行う」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第四条から第六条までの規定中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第七条第一項及び第四項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「昭和四十一年度」を「昭和五十一年度」に改める。

第七号の三第一項及び第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七号の三第一項及び第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行なつた」に改める。

第七号の三第一項及び第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「行ない」を「行い」に、「行なつた」に改める。

第九条に次の二項を加える。

2 第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品を原料として間接式水素添加脱硫装置により製造された低硫黄燃料油は、その製造の原

料となつた同項各号に掲げる物品に係る指定期間内に、同項第一号に規定する重油の製造用若しくは調製用以外の用途に供し、又は当該製造用若しくは調製用以外の用途に供するため譲渡してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前項に規定する低硫黄燃料油を原料又は材料として製造され又は調製された重油は、当該低硫黄燃料油の製造の原料となつた第八条第一項各号に掲げる物品の輸入の許可の日から二年以内に、同項第一号に規定する政令で定める用途以外の用途に供し、又は当該政令で定める用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。

この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第十条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第二項後段若しくは第三項後段において準用する同条第一項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条第二項の低

硫黄燃料油若しくは同条第三項の重油をこれらに規定する重油の製造若しくは調製」に、「当該製造」を「当該製造若しくは調製」に改め、同項各号に掲げる低硫黄燃料油の製造又は同項第一号に掲げる物品について同項の規定により軽減し

者から、これらの物品に係る第八条第一項各号に掲げる物品について同項の規定により軽減し



一九九円以上のものに限る。)、酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル

(2) その他のもののうち三酸化アンチモン(課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限る。)以外のもの

別表第一第二十九・三一号を次のように改める。

二九・三一	有機硫黄化合物	一五%
	四 その他のもの	

(1) エチルキサントゲン酸塩、イソプロピルキサントゲン酸塩及びアミルキサントゲン酸塩

(2) その他のもの

別表第一第二十九・三九号中

三 その他のもの

一〇%

一 インシュリン  
二 その他のも

一〇%

別表第一第三〇・〇三号中

三 その他のもの

一〇%

一 抗生物質製剤及びホルモン製剤  
二 インシリコン製剤  
三 その他のも

一〇%

別表第一第三九・〇六号中

二 その他のもの

一〇%

一 抗生物質製剤及びホルモン製剤  
二 カシュー・ナット・シェル液の高重合  
体

一〇%

二 その他のもの  
一〇% に改める。

一〇%

別表第一第四四・二七号中「一五%」を「一〇%」に改める。  
別表第一第四四・二八号中「一五%」を「一・五%」に改める。  
別表第一第六二・〇五号の次に次の「一」号を加える。

一〇%

六四・〇一 はき物(本底及び甲をコム又は人造プラスチックで作ったものに限る。)のうち  
スキーブつで、昭和五年三月三一日までに輸入されるも

二七%

別表第一第六七・〇五号中「一二・五%」を「一〇%」に改める。

一〇%

別表第一第七四・〇一号を次のように改める。  
七四・〇一 銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない。)及びくず  
二 塊(一に掲げるものを除く。)

(1) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以

下のものに限る。)  
課税価格が一キログラムにつき四一五円以下のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき四三〇円を超える、  
一キログラムにつき一五円

(2) 課税価格が一キログラムにつき四一五円を超える、  
四三〇円以下のもの

四三〇円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	無税

(1) 課税価格が一キログラムにつき四三〇円を超える  
もとの  
亞鉛の含有量が全重量の二五%以上で、鉛の含有量が全重量の一%以上のもの

一キログラムにつき一五円  
無税

(2) その他のもの  
(i) 課税価格が一キログラムにつき四二五円以下のもの  
(ii) 課税価格が一キログラムにつき四一五円を超え、四四〇円以下のもの  
(iii) 課税価格が一キログラムにつき四四〇円を超えるもの

一キログラムにつき一五円  
無税

三 くず

一三%

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの  
ニッケル合金のもの  
ニッケルの含有量が全重量の五〇%に満たないもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上

一三%  
無税

三 くず

六・五%

(2) その他のもの  
上のもの

一三%  
無税

三 クズ

(+) ニッケル(合金を除く。)のもの  
ニッケル合金のもの

一三% 無税

八%

九〇・〇二

レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。)

別表第一第八四・三二号及び第八四・三五号中「一二・五%」を「一〇%」に改める。

一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕

微鏡用のもの

七・五%

別表第一第八七・〇二号中

(+) ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超えるもの

八%

九〇・一一

顕微鏡及び回折機器(電子式又は陽子式のものに限る。)

一〇%

四 その他のもの

(+) 運転室を有する原動機付きシャシ

八%

九一・〇二

時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。)

一〇%

四 その他のもの

(+) ホイールベースが三〇四・八センチメートル以下の中のもの

八%

九一・〇三

計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。)

一〇%

四 その他のもの

(+) 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。)

八%

九一・〇四

その他他の時計

一〇%

四 その他のもの

(+) バス(トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。)

八%

九一・〇五

その他他のもの

一〇%

四 その他のもの

(+) 運転室を有する原動機付きシャシ

八%

九一・〇六

その他他のもの

一〇%

四 その他のもの

(+) 無限軌道式のもの

八%

九一・〇七

その他他のもの

一〇%

四 その他のもの

(+) シャットルカー

八%

九一・〇八

その他他のもの

一〇%

四 その他のもの

(+) その他のもの

八%

九一・〇九

その他他のもの

一〇%

四 その他のもの

(+) 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)

八%

九一・一〇

その他他のもの

一〇%

四 その他のもの

(+) 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)

八%

九一・一一

その他他のもの

一一・五%

四 その他のもの

(+) 起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車(第八七・〇二号に該当する自動車を除く。)

八%

九一・一二

その他他のもの

一一・五%

四 その他のもの

(+) 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)

八%

九一・一二

その他他のもの

一一・五%

四 その他のもの

(+) 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)

八%

九一・一二

その他他のもの

一一・五%

四 その他のもの

(+) 総トン数が一〇〇トン以上のもの

八%

九一・一二

その他他のもの

一一・五%

四 その他のもの

(+) 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)

八%

九一・一二

その他他のもの

一一・五%

ナップル

別表第一第九〇・〇一号の次に次の一号を加える。

五

第五部 大蔵委員会会議録第六号 昭和五十年二月二十七日【参議院】





昭和五十年三月三日印刷

昭和五十年三月四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T